

日税国際税務フォーラムQ&A

こちらは国際税務フォーラム会員の皆様から頂いた質問とそれに対する太陽グラントソントン税理士法人からの回答をまとめたものです。

質問：非居住者が日本の不動産媒介業者から受け取る紹介料（謝礼）の取り扱いについて

非居住者が日本の不動産媒介業者から受け取る紹介料（謝礼）の取り扱いについて

国外の某経済研究所に勤務の非居住者の方が、日本の不動産を購入したいという外国人投資家に、日本のある物件を紹介し、日本の不動産仲介業者から紹介料（謝礼）を受け取りました。

普段から頻繁にこのようなことを業としてやっております。

この所得は日本の国内源泉所得に該当しますか？

何号に該当するのでしょうか。 .

回答

国内源泉所得には該当しないと考えます。

当該非居住者が不動産仲介業者から受けた報酬は、紹介という役務提供に対する報酬とも考えられますが、その本質は、成約に対する謝礼としての性質の方が強いように思われます。所得税法施行令 281 条（国内に源泉がある所得）のいずれかに該当する場合には一号所得になりますが、該当するものではありませんので、結論として国内源泉所得ではないと考えます。

回答日：平成 26 年 11 月 13 日